

**「働き過ぎていませんか？～まずは、あなたの働き方を診断！」
連合本部 LINE 労働相談集計結果報告**

連合本部では 12 月 11 日(火)～12 日(水)に「働き過ぎていませんか？～まずは、あなたの働き方を診断！」をテーマに、無料通信アプリ「LINE」による労働相談を実施した。初の試みとなった 11 月に続き、今回は 2 回目の取り組みである。なお、同期間に実施した「働き過ぎていませんか？～まずは、あなたの働き方を診断！～連合全国一斉集中労働相談ホットライン」の全地方連合会の集計結果については、現在集計中のため、後日報告を行うこととする。

記

I. 日 時：2018 年 12 月 11 日（火）～12 日（水）10:00～19:00

II. 場 所：連合本部 6 階 労働相談センター（非正規労働センター内）

III. 相談対応

1. 対応相談員：6 名
2. 相談体制：無料通信アプリ「LINE」（期間限定）

IV. 相談件数：合計 58 件

V. 相談概況：

無料通信アプリ「LINE」による労働相談実施にあたり、新聞広告（夕刊フジ）、連合ホームページ、フェイスブック、ツイッター、各種広報器材による事前周知の結果、2 日間を通じて LINE による労働相談は合計 58 件が寄せられた。

相談内容は、労働時間、賃金に関する質問や悩みなどをはじめ、深刻な声が寄せられた。また、就業規則と勤務シフト表の画像を送信後に自身の働き方が法に沿っているか尋ねるなど LINE ならではの相談も寄せられた。加えて、若年層からの相談が多く寄せられたことや第 1 日目に相談が集中したことも特徴的であった。

以 上

■□■□■ 寄せられた主な相談内容 ■□■□■

■労働時間関係

- パチンコ店で働いている。勤務シフトが労働基準法に違反しているかを確認してほしい。※就業規則と勤務シフト表の画像送信（性別、年齢など不明）
- 保育園で調理の仕事をしている。着替えの時間は労働時間になるのか。また、昼休憩の間に外出しないように言われているが違法ではないか。外出を制限するなら待機時間に当たると思う。（女性、20代、正社員、医療・福祉、東京都）
- 労働時間が5時30分～14時30分だが、実際は4時15分頃から17時まで働かされている。また、残業手当も全額貰えていない。さらに9時間働いているのに休憩時間が30分しかもらえず、研修に行く交通費も自分で支払っている。この会社はブラック企業なのか教えてほしい。（女性、20代、正社員、サービス業、埼玉県）
- 残業代が全額もらえない。休憩時間も、充分に取れていないのに規定の1時間分を取ったことにされている。（女性、20代、正社員、製造業、岐阜県）

■その他

- 週1回、月4回の休みしかなく、給料も安い。最低賃金の額を教えてほしい。（男性、20代、サービス業、新潟県）
- 勤めている会社の給与水準が低いので悩んでいる。グループ全体では安定した経営状況にも関わらず、労働組合が無いので賃上げ要請も叶わない。（男性、20代、正社員、サービス業、埼玉県）
- アルバイトでレジを閉める時、不足分が発生した。店長や従業員に「差額は自分で払わないといけない」と言われ、数回払わされた。これは法律違反ではないか。（女性、10代、アルバイト、飲食店・宿泊業、長崎県）
- 営業職で働いている。辞めたいが辞めさせてもらえない。基本給が少なく、ノルマもある。客先へ訪問の交通費や手土産も経費では支払ってもらえない。（女性、20代、正社員、金融・保険業、大阪府）
- 後輩から嫌がらせを受けている。怒鳴られたり仕事を押しつけられる上に、人がいない時に物を隠されたり、捨てられたりもする。（女性、60代、嘱託社員、栃木県）

以上